

長野県本人確認情報保護審議会 会議録

- 日 時 平成 25 年 12 月 16 日（月）午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
- 場 所 長野県庁 西庁舎 303 号会議室
- 出席委員 栗林正清委員、神戸美佳委員、松江英明委員、正木享委員、伊藤範子委員、塩倉智文委員
- 県出席者 池田秀幸市町村課長、小山隆情報システム推進室課長補佐ほか
- 議 題
以下の項目について別紙のとおり審議を行った。

1 議 事

- (1) 本人確認情報の県事務利用状況について
- (2) 県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査経過報告）について
- (3) 都道府県サーバの集約化及び操作者認証方式の変更について

2 その他

- (1) 市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について
- (2) 「社会保障・税に関わる番号制度」の動向等について

(別紙)

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから、「長野県本人確認情報保護審議会」を開会します。
開会にあたりまして、市町村課長よりごあいさつ申し上げます。

(市町村課長)

総務部市町村課長の池田秀幸でございます。

長野県本人確認情報保護審議会を開催するにあたりまして、本来であれば岩崎総務部長がごあいさつ申し上げるところ、本日は所要のため、私より一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、平成14年8月の運用開始から11年が経過したところでございます。この間、全国的にも本人確認情報の流出などのセキュリティ事故もなく、安定稼働を続けているところでございます。また本県におきましても、年間10万件以上の事務利用があるなど、住基ネットは、住民の利便性と行政事務の効率化に大きく寄与しているという状況でございます。

本年7月には、外国人住民についての住基ネットの運用が開始されまして、現在のところ大きな問題なく運用されており、引き続き市町村と連携を図りながら、その適切な運用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、社会保障や税などの分野に導入されます「番号制度」につきましては、関連4法が本年5月に成立しました。「番号制度」は、住基ネットを基盤とした制度となっており、今後、県における住基ネットの利用事務拡大などが想定されております。その際には改めて本審議会にお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

本日は、県の住基ネットの利用状況や新たなセキュリティ対策などについて御審議いただくとともに、市町村におけるセキュリティ対策についても御報告を申し上げることとしております。

委員の皆様方におかれましては、本人確認情報の保護の観点から、貴重な後意見や御助言を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

(司会)

本日は6名の委員の皆様全員に御出席いただいておりますので、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例第8条第2項の規定によりまして、本日の審議会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

議事に入ります前に、3月末でご退職なされました松井委員に代わりまして、本年7月より委員を委嘱申し上げます、塩倉委員より自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

(司会)

続きまして、本日出席しております県の関係職員を紹介いたします。

(事務局職員自己紹介)

(司会)

それでは、以降の議事につきましては、条例第8条第1項の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(栗林会長)

お忙しいところ、大変御苦労さまです。これから議事に入らせていただきます。

以降の議事についての、公開・非公開の扱いでございますが、参考資料4ページの「傍聴要領」のとおり扱っております。審議会は原則公開としておりまして、本日の会議についても全て公開とする予定でおります。ただし、セキュリティ対策の詳細に関する内容についての議論となり、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められ非公開とした方がいいという場合には、その都度委員の皆さんの意見をお聞きして決定してまいりたいと思いますので、どうか御了解をお願いいたします。

それでは、県の機関における本人確認情報の適正利用について知事が講じた措置についての報告をお願いいたします。議事の(1)「本人確認情報の県事務利用状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(栗林会長)

どうもありがとうございました。ただ今説明をいただいた内容に御意見等ございましたら、お伺いいたしますが、いかがでしょうか。

(栗林会長)

特にないようですので、続きまして(2)として、「県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査経過報告）について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2に基づき説明。

(栗林会長)

どうもありがとうございました。ただ今説明をいただいた内容に御意見等ございましたら、お伺いいたしますが、いかがでしょうか。

(正木委員)

平成27年度から事務利用機関が増えますという話がありましたが、3年に1回というサイクルの中に増えた事務利用機関が入ってくるということであれば、表に記載されている機関が増えるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

事務利用機関の増加につきましては、現在県の番号制度担当課において利用事務の洗い出しをしており、具体的な数が見込めない状況でございますので、3年の中で実施できるようなのであれば、もっと増えるという状況がある場合には、監査計画について、改めてお諮りした

いと思っております。

(正木委員)

分かりました。

(栗林会長)

他に質問・意見等ございますでしょうか。

(神戸委員)

外部監査について、お伺いします。

今年度の外部監査は未実施ということですが、毎年いつ頃という計画は立てられているのでしょうか。

(事務局)

外部監査は、国からのチェックリストの項目について通知を受けて、その年の監査計画を立てております。今年度については、9月の通知を受け、監査計画を立てさせていただきました。実際に外部監査人との契約が11月となっております。例年、自己点検後の秋から冬にかけての時期に、外部監査を実施しております。

(神戸委員)

ありがとうございました。それで、平成26年度以降の対策案のところでも、17の事務利用機関について、3年に1回、内部監査もしくは外部監査の受検対象とするということですが、県として外部監査は年に1回は実施するということよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。外部監査については、今後もまとめて年1回ということを考えております。

(神戸委員)

今後も年に1回はあるということよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(栗林会長)

他に質問・意見等ございましたら、お伺いしますが、いかがでしょうか。

それでは、引き続き適切に事務処理等を行っていただきますようお願いいたします。

次に、(3)として、「都道府県サーバ集約化及び操作者認証方式の変更について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございます。ただ今説明をいただいた内容に御意見等ございましたら、お伺いいたしますが、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

須坂市の伊藤でございます。都道府県サーバの集約化についてですが、集約されることによる市町村への影響を教えてくださいと思います。

(事務局)

都道府県サーバの集約化による市町村への影響についてですが、まず市町村における業務が変更になることはありません。また、引き続き県と市町村を繋ぐネットワーク回線についても、そのまま利用いたしますので、市町村において特段の作業が必要となることはございません。

(伊藤委員)

ありがとうございました。もうひとつ、集約サーバの運用開始が12月24日ということですが、その近辺で住基ネットが使えないということはあるのでしょうか。

(事務局)

現在、システムの切替作業を行っておりますが、実際にシステムを切り替えるのは、12月21日(土)の作業になります。もともと共通運用時間帯ではない土曜日に作業させていただきますので、基本的に影響はないものと考えております。

(伊藤委員)

ありがとうございました。

(栗林会長)

私の方から1点お願いします。パスワードから手のひら認証に変わるということは了解いたしました。手のひら認証で操作する職員数というか、規模はどの程度を予定しているのか、教えていただきたい。

(事務局)

関わる職員ということでございますが、これまでも業務端末操作につきましては、セキュリティ責任者である市町村課長の許可を受けるということで、許可を受けた限られた職員のみが業務端末を利用することができるとしておりましたが、変更後につきましても、その取扱いは同様でございます。現在、県庁内の事務利用課と地方事務所の職員で利用許可を受けている人数は93名でございます。引き続きこの程度の職員が許可を受けることになるかと考えております。

(栗林会長)

ありがとうございました。もう一点、変更後の方がいわゆる検索者の絞り込みは確実にできるということでしょうか。

(事務局)

これまでも、操作者識別カードで業務メニューへのログインはしておりましたが、共有でカ

ードを利用する場合もございましたので、生体情報によるログインであれば、より確実に紐付けができるものと考えております。

(栗林会長)

よく分かりました。ありがとうございました。

(松江委員)

1 ページの運用方法のところですが、都道府県側にも操作するための代表端末が残るということですが、これは都道府県側にもサーバの機能を置いていくということでしょうか。

(事務局)

サーバの機能自体は残りませんが、都道府県で本人確認情報を操作する場合はございますので、本人確認情報の取扱いに関する業務を行うため、サーバの機能を一部引き継いだ代表端末によって行うということでございます。

(松江委員)

そういった業務は残るということですか。

(事務局)

はい。

(松江委員)

前回の審議会でも感想を述べさせてもらいましたが、ネットワークを集約していくとセキュリティは上がっていくと思いますが、逆に2年前のような災害が起きた時など非常時におけるネットワークの信頼性はどう考えていますか。

(事務局)

集約センターのバックアップ体制についてのお尋ねかと思えます。集約センターの立地条件については、全国センターと同時に被災しないことや主要活断層の上に立地していないこと、あるいは津波や高潮の浸水被害が想定される地域に立地していないなど、厳しい要件を満たした場所ということで、リスク回避をするための措置が取られていると承知しております。

(松江委員)

分かりました。ありがとうございました。

(塩倉委員)

今のご質問の関連ですが、戸籍業務ではサーバを全国2箇所に置くような災害時の対応を取っているように聞いていますが、住基ネットはそのような対策は取らないのでしょうか。

(事務局)

サーバを2箇所に置くということとはございませんが、バックアップ対策は別途なされる予定でございます。

(栗林会長)

他にありませんか。

(正木委員)

生体認証についてですが、職員が異動した時の削除の手続きも規程に加えられるということでしょうか。

(事務局)

利用する職員の管理という部分については、これまでもセキュリティ責任者である市町村課長が管理をしておりましたが、これからも同様の方法でと考えております。

(正木委員)

異動された場合は、その時点で削除するということですか。

(事務局)

はい。削除して、新たに担当となった職員を登録するというところでございます。

(栗林会長)

他にございませんか。

では、引き続き適切に運用していただきますようお願いいたします。

以上で議事は終了いたしました。次にその他の報告事項になります。最初に「市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございました。ただ今説明をいただいた内容に御意見等ございましたら、お伺いいたしますが、いかがでしょうか。

(栗林会長)

特にないようですので、その他報告事項の2点目、「社会保障・税に関わる番号制度の動向等について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料5に基づき説明。

(栗林会長)

ありがとうございました。ただ今説明をいただいた内容に御意見等ございましたら、お伺いいたしますが、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

本人確認情報が利用できる事務が増えるというお話がありましたが、まだ具体的な検討には入っていないかもしれませんが、想定される事務はありますか。

(事務局)

先ほどご説明させていただきましたが、県におきましては番号制度担当課において、個別にヒアリングをしているという状況でございます。また具体的な検討までには至っておりません。

(伊藤委員)

ありがとうございます。市町村においても、法律で定められている事務以外は条例で定めて利用することがございまして、これから議論がある点ではないかと思っておりますので、また情報共有をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

県におきましても条例事務は今後検討していくこととなりますので、県の検討状況なども情報提供させていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(栗林会長)

他にございませんか。

質問ではなく感想ですが、番号制度は漠然と見れば、国も当然利用できるわけですから、利用の仕方によっては、国民一人一人にGPSを付けたという感覚ですが、見解はいかがでしょうか。

(事務局)

栗林会長のご感想のような側面もあるかもしれませんが、事務の効率化などいろいろな考えの中で、国において審議を経たということですから、これからは一層セキュリティ対策について、国や都道府県も含めて、力を入れて取り組んでいかななくてはならないと考えております。

(栗林会長)

どのように運用していくかということですね。先ほど、伊藤委員がおっしゃられたとおり、具体的にどのような事務に利用していくかということと、運用の規制というか枠決めが大事であると思います。

他にご意見などございますか。ないようですので、本日予定された内容はすべて終了いたしました。以上で本日の審議会を終了させていただきます。本日は、慎重な審議をありがとうございました。